



東京都北区 水害ハザードマップ

北区には、荒川をはじめ大小さまざまな規模の河川が流れています。このような水辺空間はまさに風光明媚な景観をもたらしていますが、台風などで大雨が降ると、河川氾濫などの水害を引き起こす可能性もあります。また、東西の高低差による崖線部分には公園や樹林地などがありますが、大雨の際にははがけ崩れのおそれがある区域も分布しています。

このハザードマップでは、さまざまな水害への対策について紹介しています。地震と違い水害は発生を予想することができます。水害からの「逃げ遅れゼロ」に向けて、災害対策や避難行動について日頃から確認しておきましょう。

目次

北区の地勢、治水事業……………	P2	避難時の心得……………	P14
北区の河川と水害、岩淵水門付近……………	P3	浸水した家屋の衛生対策と消毒方法……………	P15
水害の種類と起こり方……………	P4～5	高潮ハザードマップ……………	P16～17
荒川の氾濫を伴う大規模水害時の 避難の考え方……………	P6～7	土砂災害について……………	P18～19
北区が開設する水害対応避難場所一覧……………	P8～9	土砂災害ハザードマップ……………	P20～21
日頃からの準備と心得……………	P10～11	マイ・タイムライン (私の事前防災行動計画)……………	P22～23
情報の伝達経路と収集……………	P12	非常持出品、 災害用伝言ダイヤル「171」……………	裏表紙
避難情報の種類と皆さんの行動、 大規模水害時の避難行動の注意点……………	P13		

この冊子には、音声コード「Uni-Voice」が、各右ページ右下に印刷されています。スマートフォン専用アプリ「Uni-Voice Blind」などで読み取ると、音声で内容が確認できます。

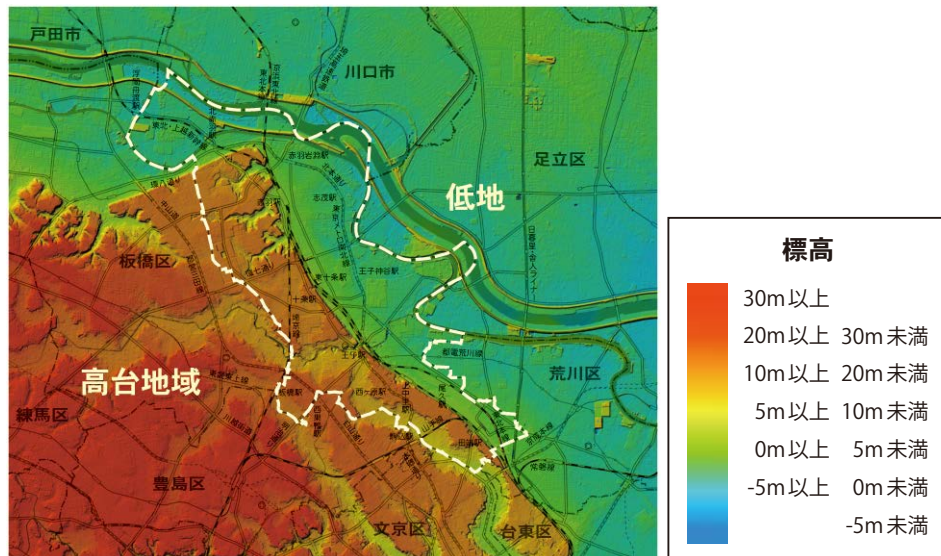


北区の地勢

● 地形の特徴

北区の地形は、西側の高台地域と東側の低地にはっきりと分かれています。標高の差は大きいところで約 25m あり、8 階のビルに相当するほどの高さです。

そのため、荒川が氾濫した際に浸水が想定される地域と浸水する可能性が低い地域がはっきり分かれています。



標高陰影起伏図（北区内の状況） 地理院地図（色別標高図・陰影起伏図）に加筆

● 荒川による影響

荒川が氾濫した場合、約20万人もの区民が暮らす低地部一帯に浸水被害が及ぶことが予想され、場所によってはその高さが3階以上に達し、また2週間以上もの間水が引かないことも想定されます。更に、荒川に近いエリアでは、堤防が決壊した場合、土砂交じりの濁流が一気に流れ出すことから、その勢いによって家屋が倒壊するおそれもあります（家屋倒壊等氾濫想定区域）。

治水事業

● 荒川の治水対策

荒川では上流部の埼玉県に大きな調節池を整備し、河川の水位が上昇しているときには、この調節池に川の水を流して、水位をコントロールしています。荒川の調節池を増やす事業も、着手されており、完成すると荒川の洪水リスクが更に軽減されることになります。

● 石神井川の治水対策

石神井川では周辺の自然環境にも配慮しながら、河川整備が進んでいます。河道拡幅及び河床整備を下流から順次整備中です。また、環状七号線地下広域調節池などの調節池の整備も進んでいます。

● 新河岸川の治水対策

朝霞調節池に一時的に貯留することにより、下流区間の河川流量を低減します。また、一般的に新河岸川の洪水のピークは荒川よりも早いいため、朝霞水門を開けて新河岸川の洪水を荒川に分派することで新河岸川流域の浸水被害を軽減することができます。



朝霞水門の写真
写真提供：国土交通省関東地方整備局

北区の河川と水害

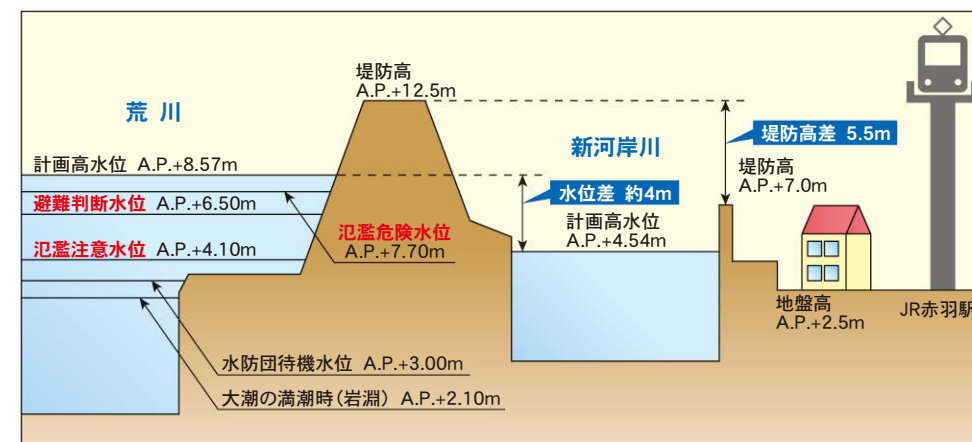
近年、全国各地で毎年のように記録的な豪雨等による大規模な災害が発生しており、水害への備えはますます重要になっています。北区では、令和元年の台風第19号において、荒川の岩淵水門(上)水位観測所で戦後三番目となる高い水位を記録しました。石神井川などの中小河川でも、これまで、集中豪雨による急激な水位上昇によって溢水の被害が発生しています。

平成27年9月関東・東北豪雨 鬼怒川の洪水被害
写真提供：国土交通省関東地方整備局



岩淵水門付近

● 断面図



A.P.とはArakawa Peilの略で、荒川水系における水準を表わす単位です。現在全国の高さの基準であるT.P.（東京湾中等潮位＝いわゆる海拔）はA.P.+1.1344mと定められました。

計画高水位（けいかくこうすい）とは、堤防が決壊するおそれのある水位を指します。また、岩淵水門（上）における氾濫危険水位は、荒川下流（埼玉県戸田市と板橋区に架かる笹目橋～河口）のいずれかの地点において計画高水位に達する水位となっています（※水位と避難情報の関係は13ページ参照）。



岩淵水門(上)水位観測所の水位表示

● 岩淵水門



荒川と隅田川の分岐にある岩淵水門は荒川が増水した場合（A.P.+4mを越えたとき）に閉めることで、荒川の洪水が隅田川へ流入することを防ぎ、水害から区民の生活を守るという重要な役割があります。

● 荒川上空からの写真



平常時



増水時

令和元年東日本台風（令和元年台風第19号）の荒川流域への記録的な大雨により、岩淵水門（上）水位観測所では、10月12日21:00頃に台風が通過した後の10月13日9:50に戦後3番目となるA.P.+7.17mを記録しました。



水害の種類と起こり方

水害には大きく分けて「外水氾濫」「内水氾濫」及び「高潮による氾濫」があります。

外水氾濫

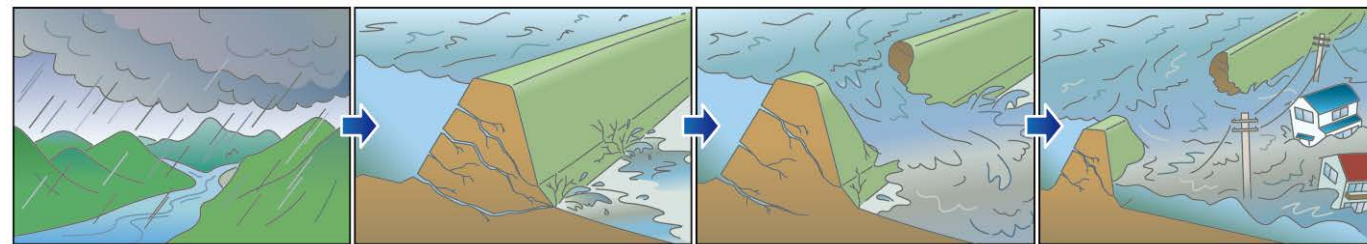
- ・堤防から水が溢れ出す。
- ・堤防が決壊する。



内水氾濫

- ・降った雨がその場に溜まる。
- ・大雨が降ったことで下水道の排水能力を超えてしまい水が溢れる。
- ・排水先の河川の水位が高くて排水できない。

外水氾濫



大雨によって川の水が増え、水かさが上がります。

堤防いっぱいまで水が増え、堤防に水の圧力がかかり始めます。

水が増え、水の力に堤防が耐えられなくなり、堤防の一部が崩れ始めます。

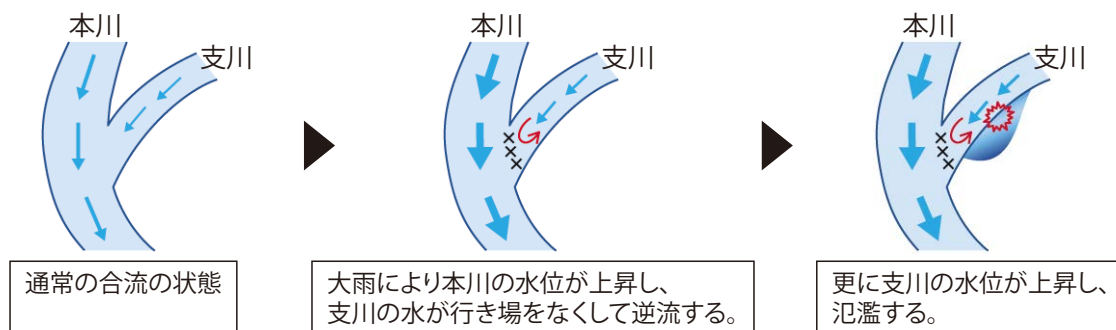
崩れた場所は一気に拡がり、勢いよく水が流れ出し、家などに襲いかかります。

● 複数河川の同時氾濫の可能性

北区には、荒川のほかに石神井川・新河岸川・隅田川といった中小河川が流れています。大型台風接近時には、荒川の氾濫だけでなく中小河川も同時に氾濫する可能性があります。中小河川は許容できる水の量が少ないため、荒川よりも先に氾濫することもあります。特に、川と川とが合流する地点においては、本川の水位が高くなることにより支川の水が行き場をなくして逆流・氾濫することがあります（バックウォーター現象）。また、高台部分では土砂災害が発生する可能性もあります。

荒川の氾濫だけに気を配り「まだ大丈夫だ」と考えていると、いざ逃げようと思ったときには中小河川の氾濫により周囲が水に浸かっていたり、自宅から高台への避難経路が寸断されたりしているおそれがあります。台風の接近時は早めの避難を心がけましょう。

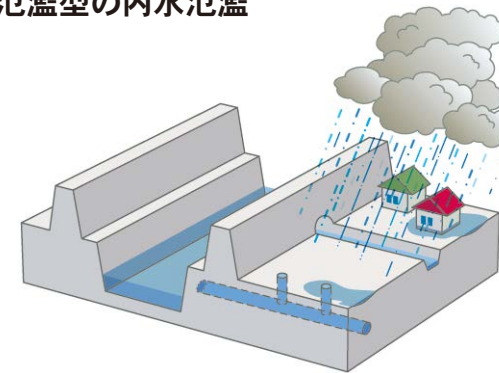
◆ バックウォーター現象とは



バックウォーター現象とは、洪水時に支川（小さい河川）が本川（大きい河川）に合流する箇所等で、支川の水が流れ込みきれなくなることによって起きることが多くあります。北区の場合、石神井川が隅田川に合流する地点があり、この地点においてバックウォーターによる氾濫の危険性があります。

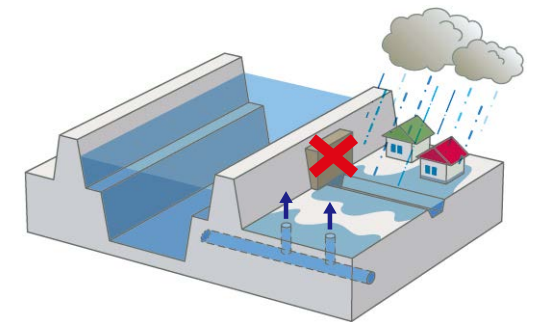
● 内水氾濫

氾濫型の内水氾濫



- ・短時間強雨等により雨水の排水能力が追いつかず、発生する浸水。
- ・河川周辺地域とは異なる場所でも発生する。

湛水型の内水氾濫



- ・河川周辺の雨水が河川の水位が高くなったため排水できずに発生。
- ・発生地域は堤防の高い河川の周辺に限定される。

● 高潮による氾濫

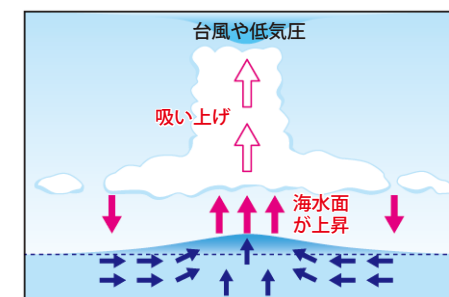
台風や発達した低気圧が通過するとき、海面（潮位）が大きく上昇することがあり、これを「高潮」といいます。満潮と高潮が重なると高潮水位はいつも上昇して、大きな災害が発生しやすくなります。

高潮発生の主な要因として、下記の2つを挙げるができます。

① 気圧低下による海面の吸い上げ

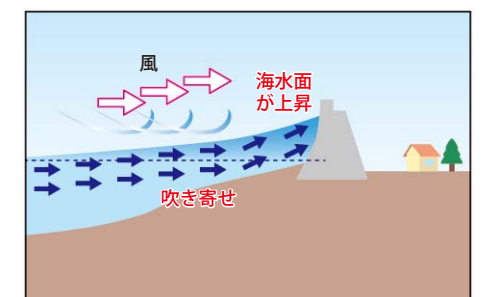
台風や低気圧の中心気圧は周辺より低いため、周囲の空気は海面をおしつけ、中心付近の空気が海面を吸い上げるように作用する結果、海面が上昇します。

気圧が1hPa（ヘクトパスカル）低くなると、海面は約1cm上昇します。



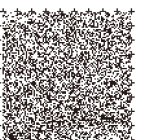
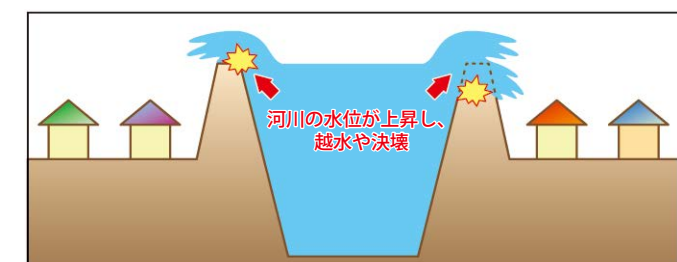
② 風による吹き寄せ

台風に伴う強い風が沖から海岸に向かって吹くと、海水は海岸に吹き寄せられ、海岸付近の海面が異常に上昇します。水深が浅いほど、風の吹き寄せ作用がよく働き、高潮が発生しやすくなります。



◆ なぜ海から離れていても高潮被害は出るの？

高潮による海面上昇により、区内河川の水位も上昇します。そこに、大型台風の降雨による水位上昇が加わることで、降った雨を処理しきれずに河川が氾濫する浸水被害が想定されています。北区でも、河川の水位が上昇することによる氾濫が発生する可能性があります。



荒川の氾濫を伴う大規模水害時の避難の考え方

近年、全国各地で大雨や台風などによる大規模水害が発生しています。北区では、**荒川の氾濫**などの大規模水害に備え、避難行動のあり方を整理した「東京都北区 大規模水害を想定した避難行動の基本方針」を令和2年3月に策定し、令和7年4月に改定しました。

ここでは、特に重要な第2条と第3条について解説します。基本方針は区のホームページでも公開しています。

<https://www.city.kita.lg.jp/safety/disaster/1018237/1018239/1002615.html>



❁『大規模水害時の避難行動の基本方針』❁
～避難の心得五か条～

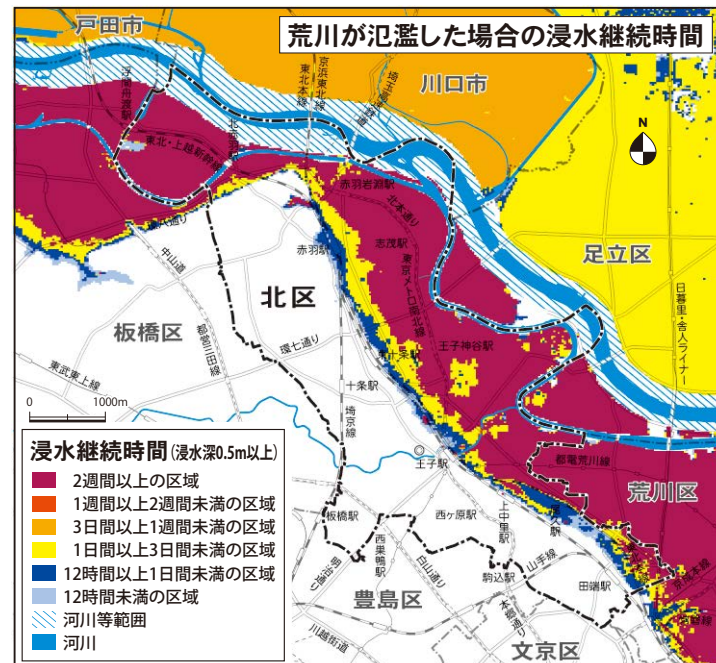
1. 自立して避難しましょう。
2. 災害を知りましょう。
3. 自宅にとどまらず、できるだけ遠くの高台に逃げましょう。
4. 本当に必要な人のために、車避難は避けましょう。
5. 誰ひとり取り残されないようにするために、周囲の人に手を差し伸べましょう、差し伸べてもらえるようにしましょう。

北区からの宣言
北区は全庁をあげて支援を行います。

基本方針第2条 災害を知りましょう。

低地部の大部分は2週間以上浸水が継続!!

荒川が氾濫すると、場所によっては5m以上もの高さまで浸水し、**2週間以上もの間、水が引かないことが想定されます**。更に、荒川が氾濫する規模の水害が起きる場合、中小河川（石神井川、新河岸川等）の氾濫や、土砂災害等のさまざまな災害が、荒川氾濫より先に発生する可能性があります。荒川氾濫からの避難の際は、これらの災害の発生も考慮する必要があります。このような災害に関する知識を日頃から身に付け、避難行動を計画しましょう。



基本方針第3条 自宅にとどまらず、できるだけ遠くの高台に逃げましょう。

● 避難の考え方

北区の地形は、荒川が氾濫した場合、低地部の大部分が浸水することが想定されることから、「**できるだけ遠くの高台に避難すること**」が基本になります。

大規模水害の発生が予想されるような場合は、高台部に避難場所を開設しますが、避難場所のスペースは限られており、決して快適な環境とはいえません。区民の皆さまには、**区外への避難も含めた安全な場所への早期の分散避難(最も推奨する避難)**へのご協力をお願いします。

● 分散避難の考え方／縁故避難等

避難先は、避難場所となる公共施設ではありません。安全な場所に住む親戚・知人宅に避難する縁故避難も考え、日頃から避難先の方と連絡をとっておきましょう。また、民間のホテル等を利用した避難も分散避難になります。



● 推奨する避難

最も推奨する避難

雨や風が強くなる前に、できるだけ遠くの高台(北区の外)へと避難する。



早めに北区外の遠くの高台に避難するようにお願いします。

次に推奨する避難

北区内の高台にある避難場所(高台水害対応避難場所)に避難する。



自宅で行う避難(屋内安全確保)

自らの判断で自宅等の上階等、安全な場所に留まること(待避)等により、計画的に身の安全を確保できることを指します。右の3つの条件を満たす方は、在宅での避難を可とします。

令和7年度の基本方針改定のポイント

- ① 自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないこと。
- ② 自宅等に浸水しない居室があること。
- ③ 浸水継続時間が3日未満の地域で、自宅等周辺が一定期間浸水している間、十分な備蓄や資機材の準備をしており、在宅での避難生活ができること。(周囲を浸水継続時間3日以上地域に囲まれている場合を除く)

● 緊急時(やむを得ない場合)の避難

浸水する地域のマンションなどの上階への避難は、一度浸水すると2週間以上水が引かず、ライフラインが全て停止する可能性もあるため、水・食料・電気などが無い環境で、長い期間滞在する場合があります。

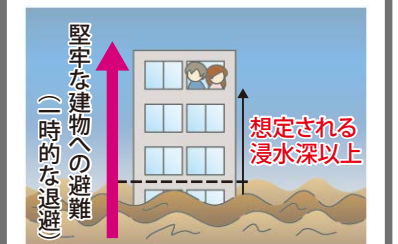
また、荒川が氾濫した場合は、北区だけでなく多くの自治体も同時に被害が発生するため、救助がすぐに来られない場合があります。そのため、**避難する時間的な余裕がない場合以外は、実施しないでください。**

▲ こうならないように遠くの高台に避難しましょう

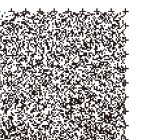


緊急安全確保

高台へ移動する時間的な余裕がない場合に限り、堅牢で高い建物(コンクリート、重量鉄骨造など)の上階に避難する。



※堅牢でない建物の上階への避難は絶対にやめてください。



北区が開設する水害対応避難場所一覧

想定する水害によって開設する避難場所が異なります

北区では、水害から避難するための避難場所を、**①荒川の氾濫を想定した場合（高台水害対応避難場所）**、**②石神井川の氾濫/土砂災害（がけ崩れ）を想定した場合（水害対応避難場所）**に分けて整理しています。

水害発生のおそれが高まった際、予想される河川の氾濫や水害の規模に応じて**①**または**②**どちらかの避難場所を開設します。

避難場所の開設情報は、北区防災ポータルやアプリ、北区メールマガジン等から確認することができます。

① 荒川の氾濫を想定 高台水害対応避難場所

荒川の上流域を含めた広範囲で大雨が降るような大型台風の接近など、荒川氾濫のおそれがあると判断した場合に開設します。

浸水期間が長時間にわたることや、台風の接近などは前もっての予測が可能なことから、浸水の危険の少ないエリアにだけ避難場所を開設します。

また、避難時には石神井川の氾濫や土砂災害等ほかの災害が同時に発生する可能性があるため、注意が必要です。

◆ 避難先の考え方

荒川が氾濫すると、低地部分はほとんど浸水してしまうことが想定されており、特に荒川から近い地域では5m以上も浸水するおそれがあります。そのため、荒川氾濫のおそれがある場合には、できるだけ遠くの高台へと避難することが基本となります。 ※詳細は、6～7ページを参照。

（想定される災害）

- 荒川の氾濫、新河岸川の氾濫、隅田川の氾濫、石神井川の氾濫
- 土砂災害（がけ崩れ）

（想定される気象状況）

- 大型台風の関東上陸

（想定される被害/地域）

- 荒川・石神井川・新河岸川等の洪水浸水想定区域等の浸水
- 土砂災害警戒区域の土砂災害の発生

＜最も危険な居住形態・居住場所＞

平屋建て、またはアパートなどの、想定される浸水深よりも低い階



荒川の近く（家屋倒壊等氾濫想定区域）



【高台水害対応避難場所】

番号	施設名	所在地
1	桐ヶ丘中学校	桐ヶ丘2-6-11
2	桐ヶ丘郷小学校	桐ヶ丘1-10-23
3	赤羽台西小学校	赤羽台2-1-34
4	西が丘小学校	西が丘1-12-14
5	梅木小学校	西が丘2-21-15
6	旧清水小学校	十条仲原4-5-17
7	王子第三小学校	上十条5-2-3
8	王子第五小学校	上十条2-18-17
9	旧富士見中学校	上十条3-1-25
10	滝野川もみじ小学校	滝野川3-72-1
11	東京国際フランス学園別館	滝野川5-44-15
12	谷端小学校	滝野川7-12-17
13	滝野川第二小学校	滝野川6-19-4
14	北区役所滝野川分庁舎	滝野川2-52-10
15	滝野川第三小学校	滝野川1-12-27
16	西ヶ原小学校	西ヶ原4-19-21
17	飛鳥中学校	西ヶ原3-5-12
18	滝野川小学校	西ヶ原1-18-10
19	旧田端中学校	田端6-9-1
20	田端小学校	田端5-4-1

【準補完型福祉避難所】

番号	施設名	所在地
1	稲付中学校	赤羽西6-1-4
2	十条富士見中学校	十条台1-9-33
3	滝野川紅葉中学校	滝野川5-55-8
4	田端中学校	田端4-17-1

令和7年4月1日現在

※要配慮者利用施設並びに避難行動要支援者の受け入れを優先します。

※詳細な地図は折図をご覧ください。

※避難場所は施設の改修工事等の理由で変更している場合があるので、最新の情報は区ホームページや防災アプリにて確認してください。



② 石神井川の氾濫/土砂災害（がけ崩れ）を想定 水害対応避難場所

石神井川の氾濫や土砂災害の発生が想定される場合に開設します。

浸水する時間が比較的短い見込みであること、集中豪雨などは前もっての予測が困難なこと、被害が想定される区域等が限定的であることから、被害の発生が懸念される場所の付近に避難場所を開設します。

避難時には強い雨が降っている可能性もあるので注意が必要です。

（想定される災害）

- 石神井川の氾濫
- 土砂災害（がけ崩れ）

（想定される気象状況）

- 都内に線状降水帯が発生、都内に集中豪雨（ゲリラ豪雨）が発生

（想定される被害/地域）

- 石神井川の洪水浸水想定区域（石神井川周辺）の浸水
- 土砂災害警戒区域の土砂災害の発生



◆ 避難先の考え方

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、更には石神井川沿いの家屋倒壊等氾濫想定区域においては、付近の安全な場所への立退き避難が必要となります。

また、家屋倒壊等氾濫想定区域以外の石神井川の浸水が想定される地域におきましては、浸水しない地域への立退き避難が望ましい対応となりますが、石神井川の氾濫は、荒川に比べ浸水継続時間が短いことや水害発生の前もっての予測が困難なことから、浸水域にある建物の上階（想定される浸水深よりも高い階）に避難するという手段も検討することができます。

② 水害対応避難場所

- 石神井川洪水浸水想定区域
- 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の詳細は、20～21ページ参照。



番号	施設名	※1	所在地
1	堀船小学校	※1	堀船2-11-9
2	明桜中学校	※1	王子6-3-23
3	滝野川紅葉中学校		滝野川5-55-8
4	第四岩淵小学校	※1	赤羽3-24-23
5	梅木小学校		西が丘2-21-15
6	袋小学校	※1	赤羽北2-15-3
7	赤羽台西小学校		赤羽台2-1-34
8	旧清水小学校		十条仲原4-5-17
9	田端小学校		田端5-4-1
10	十条台ふれあい館		中十条1-2-18
11	桐ヶ丘中学校		桐ヶ丘2-6-11
12	北区防災センター		西ヶ原2-1-6

令和7年4月1日現在

※1 荒川氾濫時には浸水が想定される区域にあるため、荒川氾濫を想定した「高台水害対応避難場所」としては開設しません。

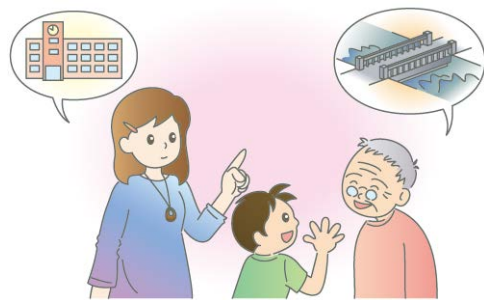
※2 気象等の状況により、一部の水害対応避難場所を自主的な避難場所として早期に開設する場合があります。



日頃からの準備と心得

● 洪水時の避難場所と安全な避難経路の確認

- ・日頃からハザードマップを見て避難場所と避難経路を確認しておきましょう。
- ・実際に避難場所まで歩いてみて、避難の際に危険な場所や、移動に困難な場所がないか確認しておきましょう。
- ・家族と水害の備えについて話したら、マイ・タイムラインを作成してみましょう。22～23ページ参照。



● 避難時の携行品の確認

裏表紙にある非常持出品チェックリストを活用してください。
リストを参考に家族構成に合わせて準備しておきましょう。

● 家のまわりの点検・整備

- ・吹き飛ばされそうなものは固定するか、家の中にしまいましょう。
- ・雨戸、雨どい、アンテナ、車庫の屋根などが傷んでいないか、しっかり固定されているか確認しましょう。
- ・側溝、集水口を清掃し、上にものを置かないようにしましょう。



● 土のうや排水ポンプを準備

- ・土のうなどを事前に準備しましょう。
- ・半地下構造のお宅では排水ポンプを準備しましょう。



◆ 浸水被害への備え(土のうの無料貸し出し等)

浸水の未然防止を図るため、区では台風時等の大雨に備え、土のうの貸し出しを行っております。当日では対応できない場合がありますので事前にお問い合わせください。また区内14箇所に土のうステーションを設置しており、必要な場合には中に収納している土のうをご利用いただけます。

そのほか、北区ホームページでは浸水対策に役立つ住宅等に設置する止水板や雨水貯留槽の助成制度情報等も掲載していますので、ご確認ください。

<https://www.city.kita.lg.jp/safety/disaster/1018237/1002602/1002603.html>



【お問い合わせ】 道路公園課 河川係 電話 03-3908-9213



土のうステーション設置場所

場 所	所在地	保管数量	備 考
① 北区役所	王子本町1-15-22	80袋	正面玄関前
② 島下公園	赤羽西6-10	80袋	公園内
③ 豊島公園	豊島2-25	80袋	公園内
④ 堀船公園	堀船2-10	80袋	公園内
⑤ 観音橋脇	滝野川5-53	80袋	道路脇
⑥ 浮間一丁目緑地	浮間1-8-1	80袋	公園内
⑦ 赤羽台さくら並木公園	赤羽台4-17-5	80袋	公園内
⑧ 赤羽三和児童遊園	赤羽西4-27-27	80袋	公園内
⑨ 志茂三丁目小柳川公園	志茂3-26-5	80袋	公園内
⑩ 神谷堀公園	王子5-21	80袋	公園内
⑪ 南谷端公園	滝野川7-42-1	80袋	公園内
⑫ 西ヶ原みんなの公園	西ヶ原4-51	80袋	公園内
⑬ 東中里公園	中里1-12-2	80袋	公園内
⑭ 田端新町南むつみ公園	田端新町1-5-13	80袋	公園内

● 地域活動への参加

◆ 地域コミュニティの重要性

大規模災害時は、住民だけでなく行政機関も同時に被災するため、公助（行政、消防、警察、医療機関等）が円滑に機能しない可能性があります。そのため、近所や地域の方々と助け合う共助が重要になり、災害時に助け合いができるように、日常から顔見知りになっておくことが大切です。



堀船地区防災運営協議会

※町会・自治会への加入を希望する場合は、下記からお問い合わせください。

地域振興課 地域振興係 電話 03-5390-0092

<https://www.city.kita.lg.jp/living/community/1017287/1017291.html>



◆ 町会・自治会の活動

町会・自治会は各地域に住む皆さんによって自主的に組織された団体です。平時の避難訓練の実施や災害時に区と連携して防災活動体制を構築するなど、地域における防災活動の中心の役割を担っています。

災害に備えるため、町会・自治会が実施する避難訓練には積極的に参加しましょう。



田端新町二丁目自治会合同水害防災訓練



浮間東町会避難訓練(浸水深の確認)



豊島連合町会高台移送訓練



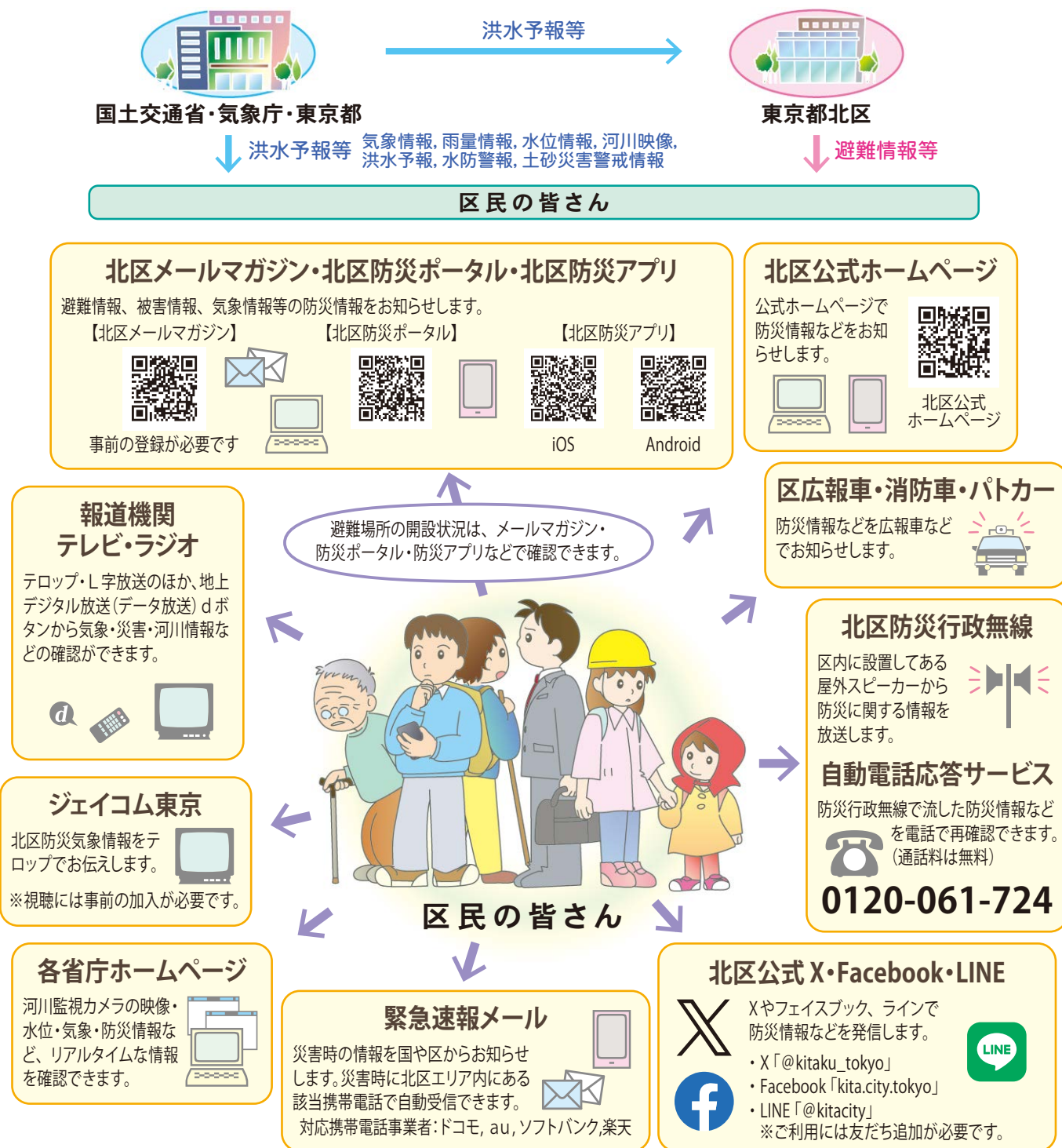
浮間地区町自治会連合会高台移送訓練

◆ 要配慮者への避難の協力

障害のある方や高齢者など配慮の必要な方は、早めに避難する必要があります。避難の際に声掛けや、普段から避難先について話しておくなど、顔の見える関係づくりを心がけましょう。



情報の伝達経路と収集



● 水害時に役立つ防災情報サイト

北区水位・雨量情報システム
<https://kitaku.tenki.ne.jp/#/>

石神井川の水位情報 (Yahoo!)
<https://typhoon.yahoo.co.jp/weather/river/8303040032/>

重ねるハザードマップ (国土交通省)
<https://disaportal.gsi.go.jp/maps/>

川の防災情報 (国土交通省)
<https://www.river.go.jp/>

キキクル (危険度分布)
https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=rain_level

◆ 水害時に特に確認すること

水害時には避難情報・気象情報の確認を行うことが大切です。気象情報は段階的に危険性をお知らせするものとなっており、避難情報は危険が迫っているときに避難を促す情報です。これらの情報は避難のタイミングなどを判断する際に重要です。

避難情報の種類と皆さんの行動

気象情報や避難情報は、状況に応じておおむね下の表のとおり発表・発令されます。避難情報は必ずしもこの順番で発令されるとは限りません。また、これらの情報が発令されていなくても危険を感じたら避難するなど、適切な行動をとってください。

警戒レベル	とるべき行動	避難情報等	避難情報等の発表・発令の基準となる水位（イメージ）
警戒レベル5	災害が発生、または切迫した状況。屋内への緊急避難など直ちに命を守る行動をとる（垂直避難等）。	緊急安全確保	（河川側） 北区が発令 気象庁が発表
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難!> ~~~~~			
警戒レベル4	浸水しない地域に速やかに全員避難を開始する（高台等への避難）。	避難指示	
警戒レベル3	高齢者等は避難を開始する。その他の人は避難準備をする。	高齢者等避難	
警戒レベル2	ハザードマップを見て、避難に備えた避難行動を確認する。	注意報	
警戒レベル1	天気予報等を見て、災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）	

▶ 高齢者等避難 (警戒レベル3) が発令されたら、高齢者等の避難に時間がかかる方は避難開始!

▶ 避難指示 (警戒レベル4) が発令されたら、全員避難開始!

▶ 緊急安全確保 (警戒レベル5)、直ちに命を守る行動を!

## 大規模水害時の避難行動の注意点

### ● 複数の自治体が同時に被災

大型台風などにより荒川が氾濫した場合は、北区だけでなく荒川流域にあるほかの自治体も同時に被災することが想定され、多くの住民が行政界を越えて同時に高台を目指して避難することが予想されます。

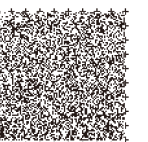
### ● 交通渋滞の発生

多くの住民が車両で同時に避難すると、狭い道路や高架下のトンネル、川を渡るための橋などで渋滞が起き、通過に相当な時間がかかる可能性があります。水害による避難者の中には、徒歩での移動が困難で、自動車がないと避難できない方がいます。自動車が本当に必要な方のために、健康な方はできる限り徒歩での避難をお願いします。



### ● 公共交通機関の計画運休の可能性

大型台風などの接近が予想された場合、鉄道等は計画運休をすることが考えられます。また、地下を走る鉄道は駅の営業を休止し、駅の地上出入口を閉鎖することも考えられます。避難の際には、鉄道会社の運行情報にも注意しましょう。



## 避難時の心得

### ● 正確な情報収集と自主的避難を



- ・ 気象情報、避難情報に注意。
- ・ 雨の降り方に注意。
- ・ 危険を感じたら自主的に避難。

### ● 動きやすい服装で、二人以上での避難を



- ・ 持ちものはリュックで、手は自由に。
- ・ 長靴よりひも付き運動靴。
- ・ 隣近所、自主防災組織内で声をかけ合う。

### ● 速やかに避難しましょう



- ・ 避難指示などが出るのは、危険が迫ったとき。
- ・ 北区（自治体）などの指示に従う。

### ● 本当に必要とする人のために、車での避難は控えましょう



- ・ 水に浸かり、動けなくなる、ドアが開かなくなる。
- ・ 渋滞が発生し進めなくなる。
- ・ 緊急車両の妨げになる。
- ・ なるべく公共交通機関を利用して、避難時に配慮が必要な方が車両避難できるよう心がける。

### ● 高齢者などの避難に協力しましょう

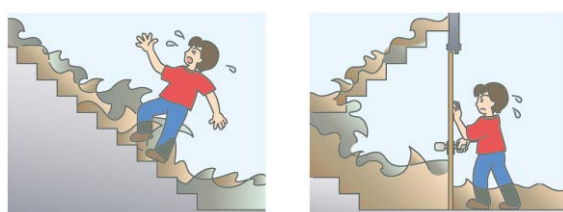


- ・ 高齢者や子供、病気の人などは、早めに避難。
- ・ 近所の高齢者などの避難に協力。

要配慮者利用施設はこちら



### ● 地下施設の危険性



- ・ 地下では外の様子が分からない。
- ・ 水は一気に流れ込み、階段を登れない。
- ・ 水圧でドアが開かない。
- ・ 浸水すると電灯が消え、エレベーターも使えない。

### ● 万が一、浸水箇所を歩いて避難するときは



- ・ 氾濫水（特に洪水）は茶色く濁っており、水面下の危険が見えない。
- ・ 杖などで安全を確認しながら歩く。

### ● 万が一、逃げ遅れたときは



- ・ 氾濫水は勢いが強く、水深が膝程度でも歩くのは困難（危険と判断したら遠くへの移動は避ける）。
- ・ 避難が遅れ、危険が迫ったときは、近くの堅牢な建物の高いところへ。

## 浸水した家屋の衛生対策と消毒方法

大雨や洪水、河川の氾濫など家屋が浸水した場合は、細菌やカビが繁殖しやすくなり感染症にかかるおそれがあります。感染症予防のためには、清掃と乾燥が最も重要です。適切な手順で清掃を行い、必要に応じて消毒を行いましょう。屋外の消毒は原則不要です。

### ① 作業に備えて、道具や保護具を準備しておきましょう

自宅にあるもので活用できるものを日頃から備えておくと、いざというときに役立ちます。安全な格好で作業を行い、けがの予防に努めることが第一です。

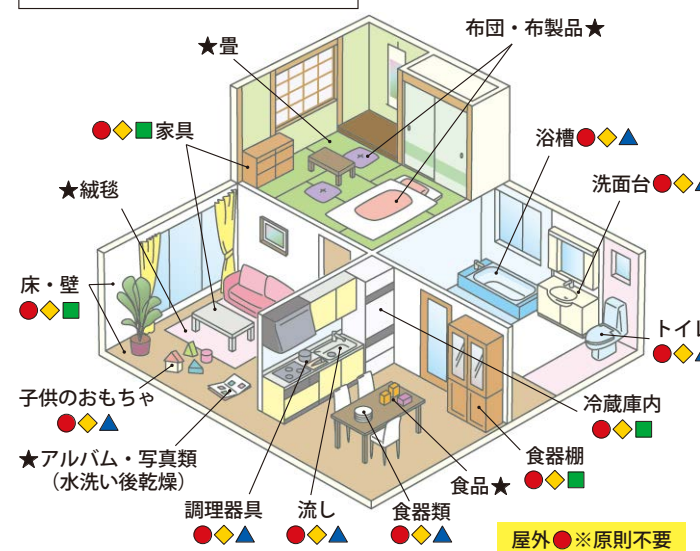
### ② 消毒の前に十分清掃しましょう

1. ほこりから目や口を保護するために、**ゴーグル・マスク**を着用
2. 清掃中のけが予防に、**手袋・底の厚い靴**などを着用
3. ドアと窓を開けて、**しっかり換気**
4. 汚泥は十分に除去し、**しっかり乾燥**

### ③ それぞれの場所に適した消毒液を使用しましょう

消毒液には次亜塩素酸ナトリウム、消毒用エタノール、塩化ベンザルコニウムなどを使用しますが、それぞれ使用に適した濃度があります。商品の使用上の注意をよく読んで調整してください。消毒液は布に含ませるか、直接浸して使用してください。**噴霧は吸い込んでしまうおそれがあるため避けましょう。**

- 赤●…塩化ベンザルコニウム0.1%  
黄◆…消毒用エタノール  
青▲…次亜塩素酸ナトリウム0.02%  
緑■…次亜塩素酸ナトリウム0.1%  
黒★…再利用や消毒は不可（廃棄が望ましい）
- 現金、通帳  
水洗い後、金融機関に相談
- 自動車、電化製品  
エンジンをかけない、電源を抜く



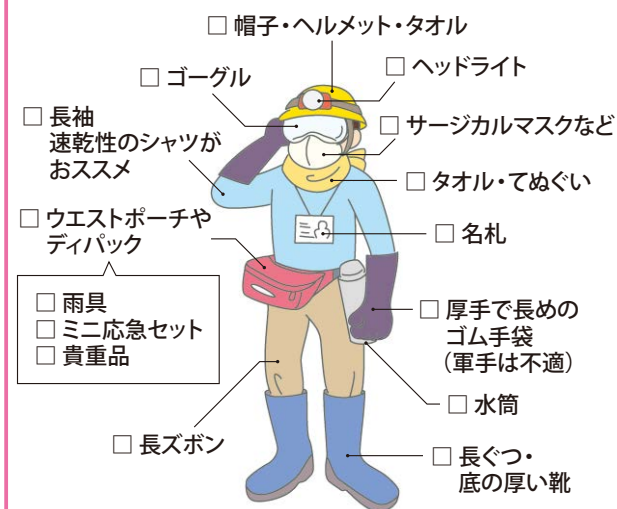
### ④ よく乾燥させましょう

洗浄、消毒のあとは、徹底的な乾燥が必要です。最低1か月以上かけるつもりで、十分に乾かしましょう。

【衛生対策と消毒方法についてのお問い合わせ】

北区保健所 生活衛生課 環境衛生担当 電話03-3919-0720

### ■ 作業時の格好と備える道具類



- スコップ (Shovel) □ほうき (Broom) □スポンジ、歯ブラシ (Sponge, Toothbrush)  
□バケツ (Bucket) □ぞうきん、タオル (Duster, Towel) □ちりとり (Dustpan)  
□デッキブラシ (Deck brush) □たわし (Brush) □消毒液 (Disinfectant)

### ■ 消毒液の簡易な作り方と注意点

市販の消毒液	使用濃度	作り方
10%塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）	● 0.1%	消毒液10mlを水1ℓで薄める（100倍希釈）
5～6%次亜塩素酸ナトリウム（家庭用塩素系漂白剤）	▲ 0.02%	消毒液5mlを水1ℓで薄める（200倍希釈）
	■ 0.1%	消毒液20mlを水1ℓで薄める（50倍希釈）
消毒用エタノール	◆ 76.9～81.4%	そのまま使用する

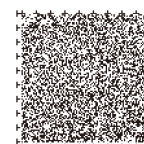
*ペットボトルのふた1杯=5ml

#### 【使用上の注意】

- ◎ 消毒液は布に含ませるか、直接浸して使用する。噴霧は吸い込んでしまうおそれがあるため避ける。
- ◎ 汚染の程度がひどい場合、長時間浸水していた場合は、できるだけ次亜塩素酸ナトリウムを使用する。
- ◎ 色あせ、腐食などのおそれがあり次亜塩素酸ナトリウムが使用できない場合は、ほかの消毒液を使用する。
- ◎ それぞれの消毒液の混合や作り置きはしない。作業時は窓や扉を開放する。
- ◎ 商品の使用上の注意をよく読んで使用する。

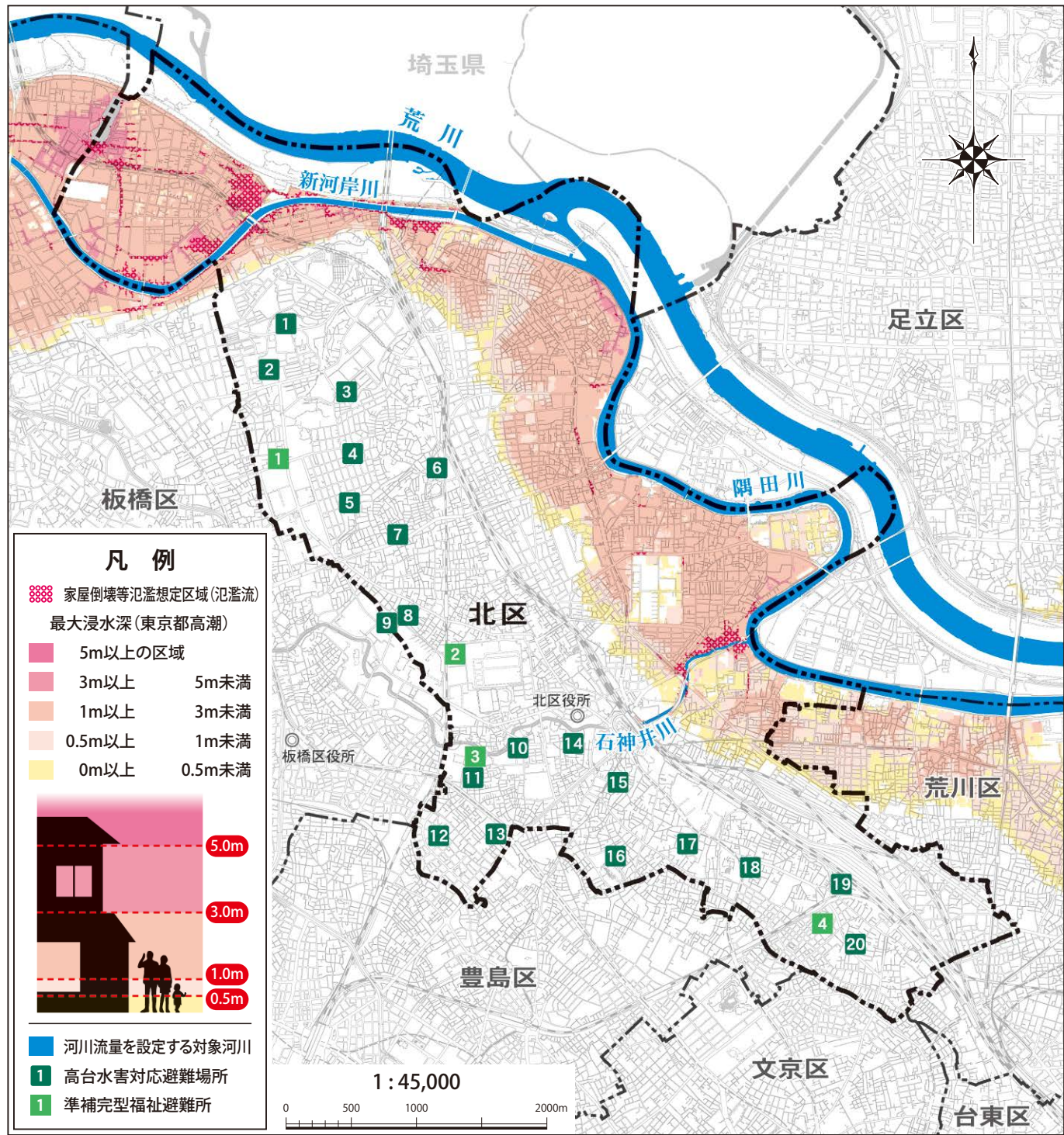
### ◆ 被災状況の写真撮影・保存

風水害等で家屋等に被害を受けた場合、片付けや修理をする前に被害状況を可能な範囲で撮影しておきましょう。罹災証明書・被災証明書の取得などに役立ちます。



高潮ハザードマップ

高潮ハザードマップ（浸水深）



この図は、東京湾沿岸（東京都区間）における高潮の影響により河川が氾濫した場合に、想定される浸水区域及び浸水深、浸水継続時間、避難場所等を示したものです。水防法により定められた想定最大規模の高潮に伴う、高潮浸水想定区域図（東京都）を反映しています。

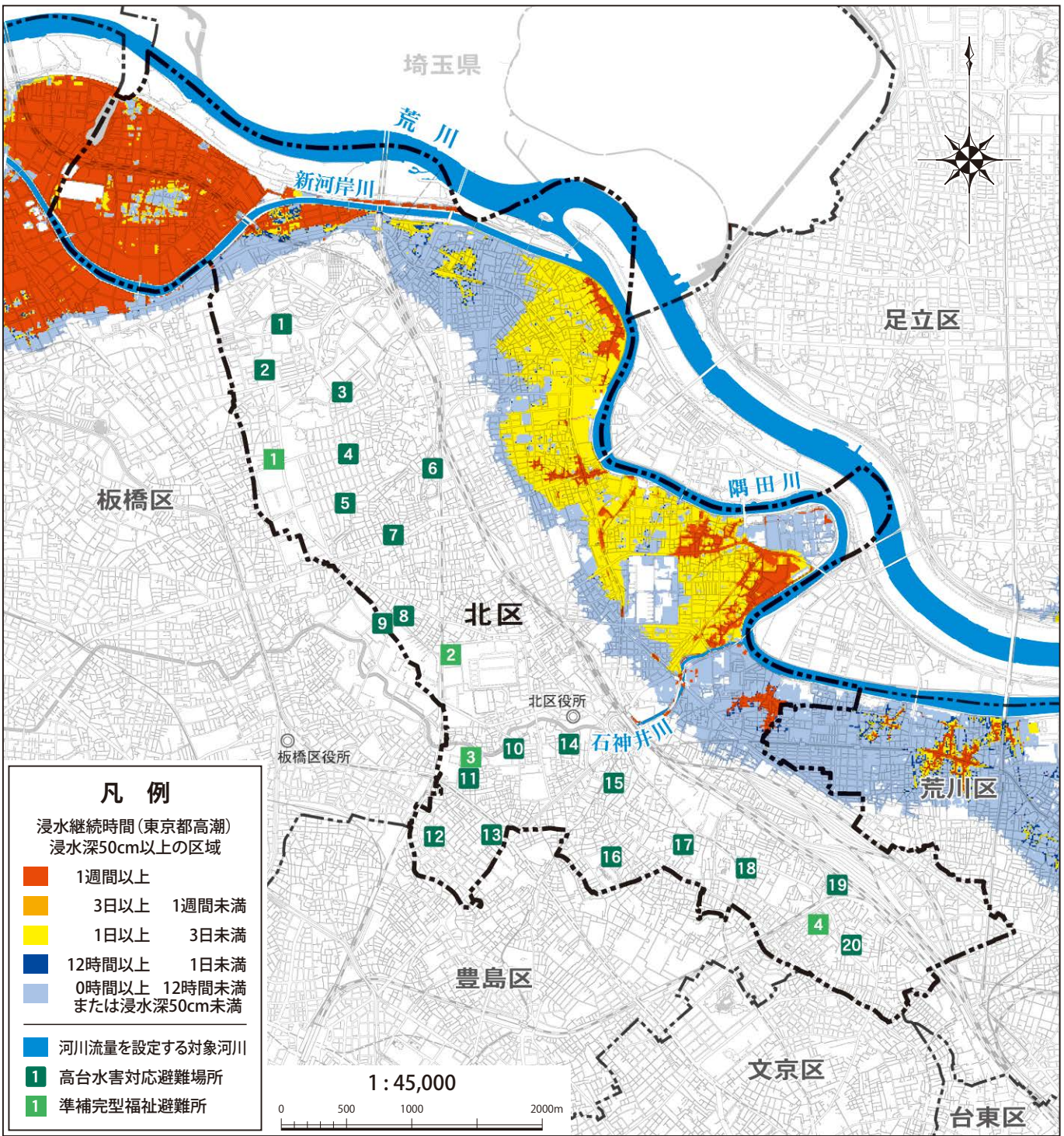
高潮が想定される大型台風の接近の場合は、原則として荒川洪水の氾濫想定時と同じ避難行動をとります。また、安全に避難するために、天候が悪化する前の早い段階で行動を開始しましょう。

※高潮の要因は5ページ、荒川洪水想定避難行動は8ページ参照。

浸水想定区域の避難行動

区域等	避難行動
家屋倒壊等氾濫想定区域	【早期の立退きが必要】 一般的な建築物が倒壊するような激しい氾濫流が発生する可能性がある。
歩行不能となる区域（0.5m以上）	【早期の立退きが必要】 歩行不能となる浸水深 0.5m 以上の状態が長い期間（場所によっては2週間以上）継続する。
その他の浸水想定区域（0.5m未満）	床下浸水程度の浸水被害が想定されることから、安全な高台への避難を検討する。

高潮ハザードマップ（浸水継続時間）



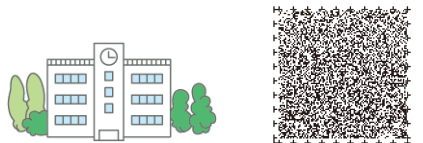
【高台水害対応避難場所】

番号	施設名	所在地
1	桐ヶ丘中学校	桐ヶ丘2-6-11
2	桐ヶ丘郷小学校	桐ヶ丘1-10-23
3	赤羽台西小学校	赤羽台2-1-34
4	西が丘小学校	西が丘1-12-14
5	梅木小学校	西が丘2-21-15
6	旧清水小学校	十条仲原4-5-17
7	王子第三小学校	上十条5-2-3
8	王子第五小学校	上十条2-18-17
9	旧富士見中学校	上十条3-1-25
10	滝野川もみじ小学校	滝野川3-72-1

【準補完型福祉避難所】

番号	施設名	所在地
1	稲付中学校	赤羽西6-1-4
2	十条富士見中学校	十条台1-9-33
3	滝野川紅葉中学校	滝野川5-55-8
4	田端中学校	田端4-17-1

令和7年4月1日現在



土砂災害について

● 土砂災害の種類

土砂災害には、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）、の3つがあります。ほとんどの土砂災害は、台風や大雨、梅雨時などの長雨などにより突然発生します。長雨や大雨等により、大量の水分が地中にしみ込み、その量が多いほど斜面の土の抵抗力が弱くなり、災害の発生するおそれが高くなります。

なお、北区で発生するおそれのある土砂災害は、急傾斜地の崩壊のみです。

● 土砂災害防止法

土砂災害防止法（※）は、平成11年6月の広島市、呉市等における大規模土砂災害を契機として、平成12年5月に制定、平成13年4月に施行されました。この法律は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するものです。

※土砂災害防止法の正式名称…土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害警戒区域  
（イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

指定条件（急傾斜地の崩壊の場合）

- 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

土砂災害特別警戒区域  
（レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

指定条件（急傾斜地の崩壊の場合）

急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。

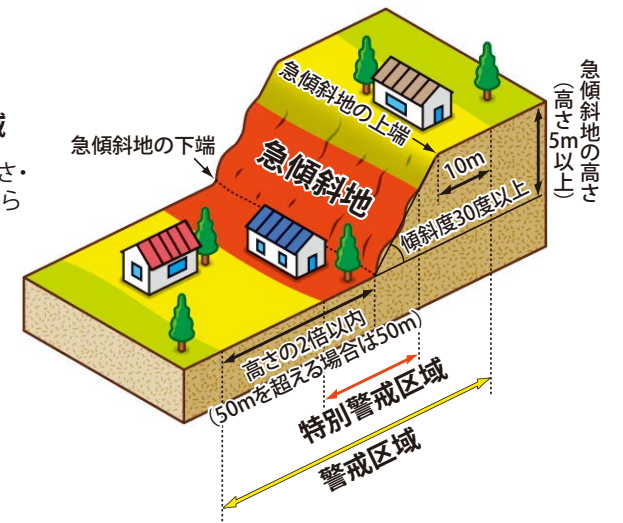
指定に関するお問い合わせ …… 東京都 河川部計画課土砂災害対策担当 03-5320-5394

急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）

強い雨に打たれること等により、斜面が突然崩れ落ちることを、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）といいます。突発的に起こり、瞬時に崩れ落ちるので、逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなります。

- 警戒区域
- 特別警戒区域

※レッドゾーンは、高さ・傾斜度・土質などから計算で決定します



● 土砂災害警戒情報が発表されたら

- ・土砂災害警戒区域内にお住まいの方は速やかに、全員避難しましょう。
- ・周囲のがけなどの状況に注意し、普段と異なる状況に気がついた場合は、直ちに安全な場所に避難しましょう。
- ・区からの避難情報に注意しましょう。

注意報・警報の発表基準

警戒レベル 2相当	大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表
警戒レベル 3相当	大雨警報 （土砂災害）	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表
警戒レベル 4相当	土砂災害 警戒情報	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに、対象となる市区町村を特定して気象庁と東京都が共同で発表
警戒レベル 5相当	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表

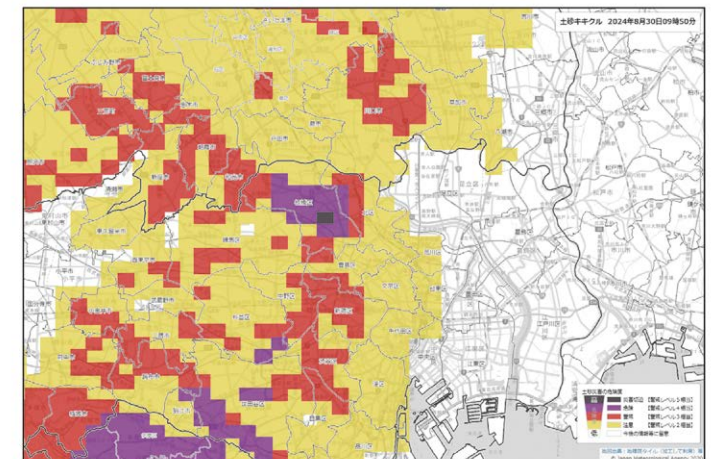
● 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）とは

土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）は、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報です。常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができます。

※ キキクルは以下のQRコードまたは気象庁のホームページから確認することができます。

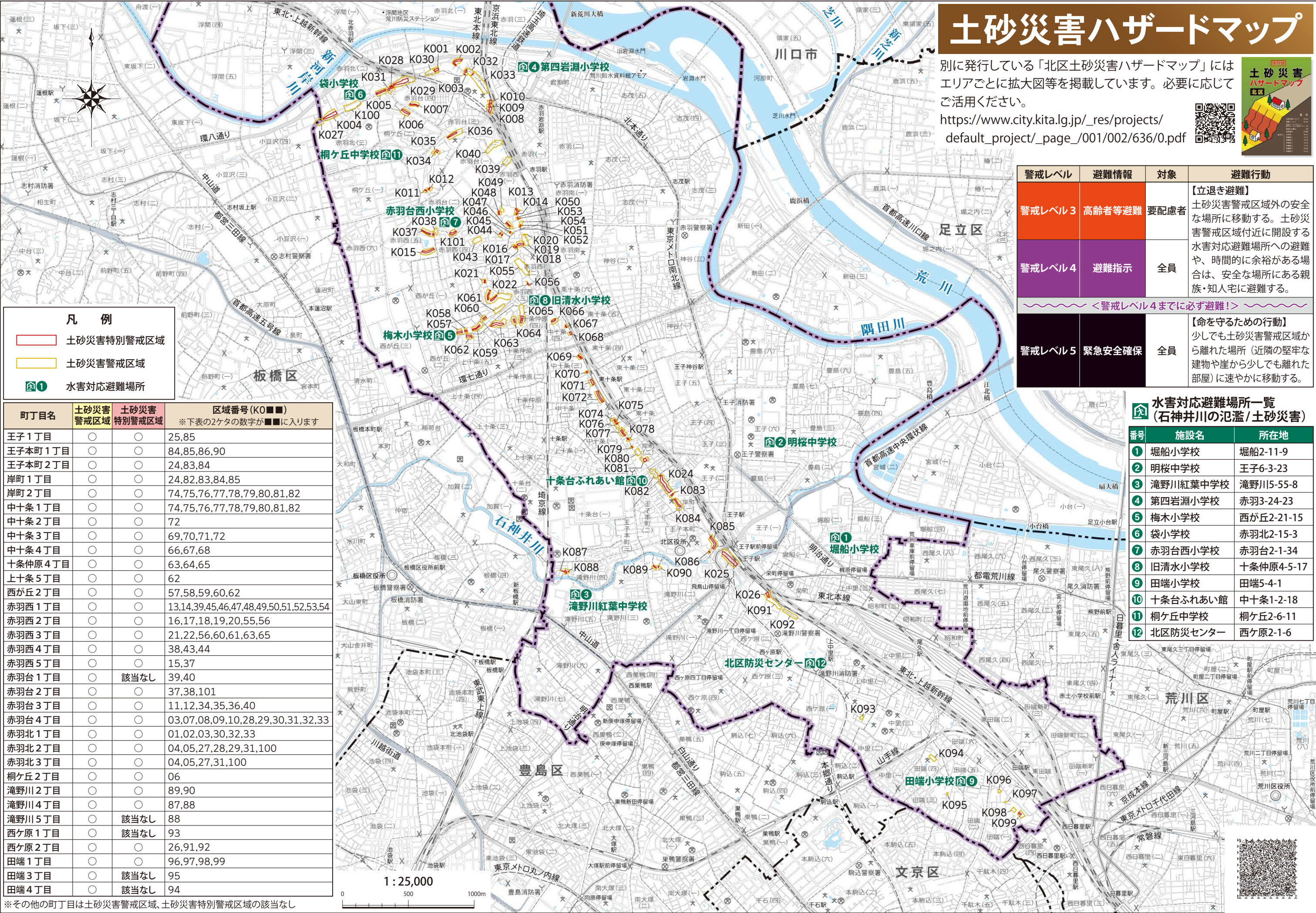


※ QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。



<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/>





# 土砂災害ハザードマップ

別に発行している「北区土砂災害ハザードマップ」にはエリアごとに拡大図等を掲載しています。必要に応じてご利用ください。

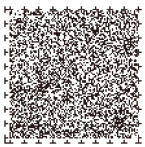
[https://www.city.kita.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/002/636/0.pdf](https://www.city.kita.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/002/636/0.pdf)



警戒レベル	避難情報	対象	避難行動
警戒レベル3	高齢者等避難	要配慮者	【立退き避難】 土砂災害警戒区域外の安全な場所に移動する。土砂災害警戒区域付近に開設する水害対応避難場所への避難や、時間的に余裕がある場合は、安全な場所にある親族・知人宅に避難する。
警戒レベル4	避難指示	全員	
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難!> ~~~~~			
警戒レベル5	緊急安全確保	全員	【命を守るための行動】 少しでも土砂災害警戒区域から離れた場所（近隣の堅牢な建物や崖から少しでも離れた部屋）に速やかに移動する。

水害対応避難場所一覧 (石神井川の氾濫/土砂災害)

番号	施設名	所在地
①	堀船小学校	堀船2-11-9
②	明桜中学校	王子6-3-23
③	滝野川紅葉中学校	滝野川5-55-8
④	第四岩淵小学校	赤羽3-24-23
⑤	梅木小学校	西が丘2-21-15
⑥	袋小学校	赤羽北2-15-3
⑦	赤羽台西小学校	赤羽台2-1-34
⑧	旧清水小学校	十条仲原4-5-17
⑨	田端小学校	田端5-4-1
⑩	十条台ふれあい館	中十条1-2-18
⑪	桐ヶ丘中学校	桐ヶ丘2-6-11
⑫	北区防災センター	西ヶ原2-1-6



マイ・タイムライン(私の事前防災行動計画)

マイ・タイムラインとは、水害の発生に備えて、事前に作成しておく避難行動計画のことです。災害が発生したときに、どのタイミングで何をするかを予め整理しておくことで、安全な避難を可能にすることを目指しています。皆さまもぜひ作成をお願いします。

◆ マイ・タイムライン普及リーダー育成事業

北区では、地域でのマイ・タイムラインの普及を目的として、令和元年度よりマイ・タイムライン普及リーダーを区民の皆さまから募集し、認定しています。また、認定した普及リーダーと共に区民の皆さまへマイ・タイムライン作成方法や水害の知識を教える「マイ・タイムライン作成講座」を行っています。



マイ・タイムライン作成講座

◆ わが家の水害リスク診断書(令和7年度実施事業)

北区は洪水浸水想定区域内の全世帯に、水害のリスクを判定結果と推奨される避難行動について示した「わが家の水害リスク診断書」を郵送いたしました。診断書の内容を確認して、平時から水害への備えや、避難行動について備えてください。

<https://www.city.kita.lg.jp/safety/disaster/1018237/1019841.html>



私と家族の行動	
記入例	・気象情報を確認 ・避難先の親戚へ連絡 ・非常持出品の確認 ・公共交通機関の運行状況を確認する ・避難場所の開設状況を確認する ・自力で避難できない要配慮者を、近所の人と協力して避難場所に連れて行く ・全員〇〇〇へ避難 ・逃げ遅れた場合は、マンションの上階に避難

● 日常の連絡先

行政機関	北区役所	03-3908-1111
	国土交通省 荒川下流河川事務所	03-3902-2311
	東京都建設局 第六建設事務所	03-3882-1152
警察・消防	王子警察署	03-3911-0110
	赤羽警察署	03-3903-0110
	滝野川警察署	03-3940-0110
	王子消防署	03-3927-0119
	赤羽消防署	03-3902-0119
ライフライン管理機関	滝野川消防署	03-3916-0119
	東京都水道局北営業所	03-5963-6030
	東京都下水道局西部第二下水道事務所	03-3969-6490
	NTT東日本・南関東	0120-444-113
	東京電力エナジーパートナー	0120-995-006
	東京ガスお客さまセンター	03-3344-9100

該当する災害:	☐ 荒川洪水	m	わが家の避難先:
想定浸水深	☐ 石神井川洪水	m	
	☐ その他の河川()	m	
	☐ 高潮	m	
	☐ 土砂災害	m	

家族や親族などの連絡先

名 前	電 話 番 号 等	職 場・学 校 等

作成のヒント

- ・避難までに十分な時間がありますか？
- ・避難する場所に災害のリスクはありますか？
- ・必要な持ちものは準備できていますか？
- ・防災気象情報・避難情報を入手する準備はできていますか？
- ・避難先となる親族や知人とは日頃から連絡をとっていますか？
- ・公共交通機関の計画運休のスケジュールは知っていますか？

◆ 災害が近づいてきたら

- ・こまめに気象情報を確認しましょう
 - ・河川の水位を確認しましょう
 - ・北区のホームページや防災アプリで避難場所の開設状況などを確認しましょう
 - ・避難情報を確認し、災害発生の危険性を把握しましょう
 - ・いつでも避難できるように準備をしておきましょう
- ※情報の入手方法については12ページを参照
避難の持ちものは24ページを参照



「東京都防災ホームページ」では動画でマイ・タイムラインの作成方法を紹介しているほか、デジタル版のマイ・タイムラインの作成を行うことができます。
東京都防災ホームページ: <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/mytimeline/>



北区メールマガジン・北区防災ポータル・北区防災アプリ

避難情報、被害情報、気象情報等の防災情報をお知らせします。防災アプリはスマートフォンにダウンロードしてください。

【北区メールマガジン】



事前の登録が必要です

【北区防災ポータル】



【北区防災アプリ】



iOS

Android

非常持出品

北区では備蓄食料や生活用品の用意をしておりますが、その数には限りがあります。避難の際には、なるべく多くの区民の皆さまが必要なものを持参していただくようご協力をお願いします。



● 非常持出品チェックリスト

品名	点検日チェック欄	品名	点検日チェック欄
☐ 非常食 (カンパン、缶詰、レトルト食品など)		☐ 貴重品 (預貯金通帳、印鑑、キャッシュカードなど) ※預貯金通帳やキャッシュカードなどはコピー一覧表にして保管しておく。	
☐ 飲料水、水筒		☐ 現金 (小銭を含む)	
☐ 携帯ラジオ (予備の電池)		☐ 健康保険証・免許証のコピー (最新のもの)	
☐ 懐中電灯 (予備の電池・電球)		☐ 家族・親戚、かかりつけ医等の連絡先	
☐ ヘルメット (防災ずきん)		☐ 携帯電話、充電器、モバイルバッテリー	
☐ ナイフ、缶切り、わりばし、ラップ		☐ めがね、入れ歯、歯みがきセット	
☐ ティッシュペーパー、ウェットティッシュ		☐ 感染症対策用品 (マスク、アルコール消毒液、体温計)	
☐ タオル、ビニール袋、軍手、ライター		☐ 簡易トイレ	
☐ 着替え用の衣類 (上着、下着、くつしたなど)		☐ 雨具 (カッパが望ましい)	
☐ 救急医薬品 (キズ薬、ばんそうこう、解熱剤、かぜ薬、胃腸薬、目薬など)		☐ 生理用品、紙おむつ、ミルク、ほ乳びん	
☐ 常備薬、お薬手帳			

● こんな用意も必要です

乳幼児のいる家庭で 用意するもの

粉ミルク、ほ乳びん、離乳食、スプーン、紙おむつ、清浄綿、おんぶひも、バスタオルまたはベビー毛布、ガーゼまたはハンカチ、バケツ、ビニール袋、石けんなど。



妊婦のいる家庭で 用意するもの

脱脂綿、ガーゼ、サラシ、T字帯、清浄綿及び新生児用品、ティッシュ、ビニール風呂敷、母子手帳、新聞紙、石けんなど。



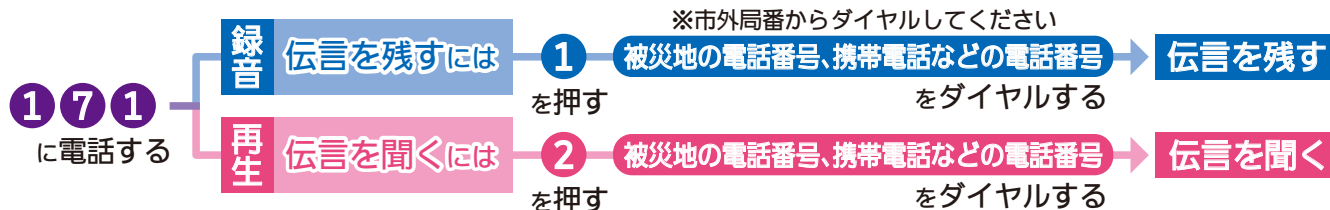
要配慮者のいる家庭で 用意するもの

着替え、紙おむつ、ティッシュ、障害者手帳、補助具等の予備、常備薬など。



災害用伝言ダイヤル「171」

災害時には電話がつながりにくくなります。「171」に電話をかけると、伝言の録音や再生ができます。



◆ 災害用伝言板 (Web171 等)

災害等が発生したときに、携帯電話・スマートフォン・パソコン等を利用して伝言の登録・閲覧ができる伝言板です。
NTT東日本 <https://www.web171.jp/>

このほか、携帯電話各社の災害用伝言板サービスもあります。利用方法は、各社ホームページ等でご確認ください。